

令和3年度 川崎市中小企業間連携新規事業化 モデル創出事業

応募要領

川崎市では、1社では解決することが困難な課題に対し、企業間での連携により事業化及び生産性向上を図り、課題解決を目指す取組に関する企画提案を募集します。

本応募要領は、本事業の目的、概要、対象事業、応募資格、応募方法及びその他留意点を記載しています。応募の際は、本応募要領に従って応募してください。

1. 事業の目的

市内の事業者は、人口構造や産業構造の変化に加え、自然災害や感染症への対策など、生活様式や働き方、経営手法の大きな変化を求められる状況に直面しています。今後、アフターコロナにおいても、社会の変革に柔軟に対応し、事業の再構築や生産性向上等の取組みを進めることは中小企業が持続可能な経営を行う上で重要です。

本事業では、多くの事業者が直面している課題に対して企業間が連携して取り組むことで課題解決につながり、高い波及効果が見込まれる事業を、市内中小企業者等や業界団体、民間事業者等から広く募集します。

2. 事業概要

市内中小企業を含む3者以上かつ2業種以上が連携して共通の課題を解決するための具体的な取組を行う事業を公募し、応募内容から、先進性が高く、市内の多数の企業への高い波及効果が見込まれる企画を「モデル事業」として選定します。

モデル事業については、事業の全部又は一部を委託事業として事業経費の支払いを行います。

応募期間

令和3年10月8日(金)～10月22日(金) 12:00

モデル事業の契約期間

契約締結後～令和4年3月15日(火)

※契約期間内に事業を完了させ事業完了報告書を提出する必要があります。

※契約締結日は11月上旬頃を予定しています。

応募様式に記載する実施スケジュールは、令和3年11月上旬～令和4年3月15日(火)としてください。

モデル事業費

モデル事業費の支払いは**1件あたり500万円(消費税込み)**を上限とします。

※ただし、本事業全体の予算額を踏まえ、採択された事業内容に応じて事業費を調整させていただく場合があります。

※採択件数は、3件程度を予定しています。

※モデル事業の契約は、代表申請者のみで行い、提案事業者間での費用の配分は代表申請者により行ってください。

3. 対象となるモデル事業

モデル事業の分野、事業領域に指定はありませんが、具体的な共通課題を解決するための幅広い先進的な提案を期待します。

【募集する事業(以下の条件をすべて満たす事業)】

1. 市内中小企業の新規事業化及び生産性向上に資する事業であること
2. 3社以上が連携した事業体制であり、かつ2業種以上の業種が参加する体制であること
3. 事業期間内(令和3年11月上旬～令和4年3月(予定))に完了する事業であること

【参考】下記事例は本モデル事業において想定される提案内容を例示したものです。

取組事例	提案内容の例
共同受発注プラットフォーム構築	<ul style="list-style-type: none">●複数の強みの異なる事業者がワンストップで多種多様な受注を獲得するためのプラットフォームを構築する。●既存の企業間連携による営業活動において、特定の事業者の負担となっている振分作業等をシステム化することで生産効率を向上させる。
企業間連携バーチャル店舗の開業	<ul style="list-style-type: none">●取り扱う商品目が異なる店舗間が連携し、独自のコンテンツを有するECモールを立ち上げる。●複数事業が取り扱う商品の、流通経路、市場価格として安定していない製品群をオンライン上で見える化し、企業間の協力により新市場を創出する。
地域連携による流通課題の解決・共同販促活動	<ul style="list-style-type: none">●流通量の限られた地域性の高い生産物等の市場への流動を促すため、共同配送ルートの確立を行う。●地域の特性を活かした商品群を扱う事業者間が新たな顧客開拓に向けた継続性の高い販促活動を実施する。

- モデル事業の実施場所は川崎市内であるとともに、別表1に示す川崎市内の中小事業者等が当事業の提案者として1社以上含まれていることが条件です。
- 企画書の内容については、別表2に示す評価項目(事業適正性、普及性・波及効果、先進性・新規性、実現性、費用適切性・管理体制)に基づく審査を実施したうえで採択決定を通知します。

【留意事項】

- モデル事業費の支払対象については、事業遂行に必要な経費のみ認められますが、目的が明確な費用であれば、基本的に事業費として計上できる範囲を限定しません。
役務提供の対価として人件費計上は可能ですが、直接人件費(臨時職員の雇用にかかる経費等)については対象にはなりません。
- 本事業では、モデル事業費の支払にあたって「確定検査」を実施します。「確定検査」とは請求のあった事業費について、内容や証憑に間違いがないかを確認する検査です。確定検査の結果、請求額に変更が生じる場合があります。証憑は原本とし、本事業の事務局との契約日から事業完了日までの日付で発行されたものでなければ、委託費の対象となりませんのでご注意ください。

<確定検査に必要となる証憑の例>
 - ・サービス利用に関する契約書
 - ・IT機器、ツール等の発注書
 - ・契約又は発注した業者からの請求書
 - ・契約又は発注した業者からの領収書
- クラウドシステムやサービス、ソフトウェア/ハードウェア等の運用保守費については、最大で令和4年3月15日(火)までとしますが、事業完了報告書提出の時点で支払が完了していることが条件です。
- 事業実施にあたっては、差支えない範囲で川崎市内事業者への優先発注にご協力ください。
- 公序良俗に反する事業は本事業の対象外です。

4. 応募資格

本事業は、本事業の目的に資する取組を実施するにあたり、連携する事業者間の構成員として民間企業、大学、研究機関のほか、非営利団体、社会福祉法人、社団法人、個人事業主のほか、任意団体も応募が可能です。ただし、提案にあたり、連携する事業者等は3人以上であり、かつ2業種以上の異業種が含まれていることを条件とします。

モデル事業の実施場所は川崎市内であるとともに、別表1に示す川崎市内の中小事業者等が当事業の提案者として1社以上含まれていることが条件です。

5. 応募方法

以下の様式1~4を作成し、「8. 応募書類の提出先」に記載されている宛先に郵送で各10部提出してください(様式は市のホームページからダウンロードしてください)。

応募申請様式

- 様式1 企画提案参加申請書
- 様式2 企画提案書(事業計画書)
- 様式3 提案事業者に関する情報 ※提案者数分
- 様式4 誓約書

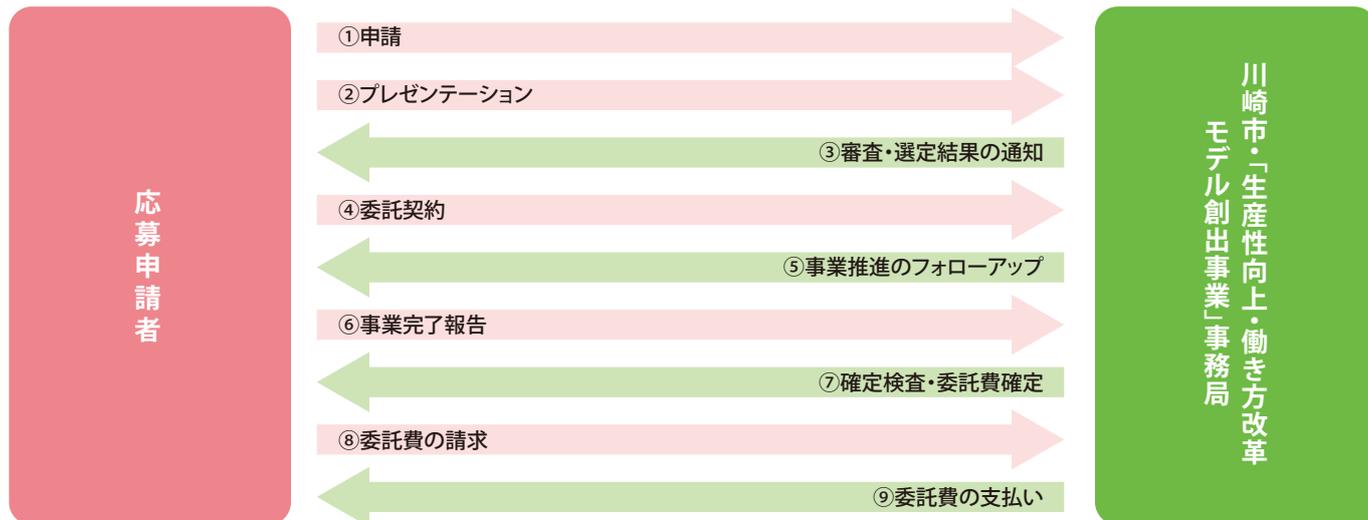
※応募の際には、上記に加え、会社概要及び直近1年の財務諸表の添付をお願いします。(代表申請者のみ)
※応募書類の発送後、事務局宛てに書類発送の旨をメールでご連絡ください。

企画提案書 様式2 の作成方法

- 作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とします。
- 任意の様式の場合、用紙の大きさはA4版縦又は横で、横書きとします。(ただし、必要に応じてA3版の折り込み資料での提出も可能とします。)
- 様式内の記載内容を参照のうえ、10ページ程度で漏れなく記載してください。
 1. 現状と事業者間の共通の課題
 2. 課題解決に向けた取り組みの内容・手法
 3. 期待される効果と事業のその後の展開
 4. 事業実施の体制と事業者間の役割分担、マネジメント管理体制
 5. 経費の内訳、外注先の情報

6. 事業の流れ

当事業は次のような流れで実施されます。



【実施スケジュール(予定)】 ※時期・期間は状況により変更される場合があります。

実施項目	10月			11月			12月			令和4年 1月	2月	3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			上旬	中旬	下旬
1. モデル事業企画の募集		■												
2. 書類・プレゼンテーション審査 事業選定			■											
3. 業務委託契約の締結・事業実施				■										
4. モデル事業実施 完了報告書の提出				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5. 確定検査・事業費確定														■

7. 注意事項

以下の事項について、あらかじめ承諾のうえ、ご応募ください。

- (1) 応募書類及び審査・選考の過程等で提出された資料は返却しません。
- (2) 応募書類及び審査過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。
- (3) 原則プレゼンテーションによる事業選定を行います。ただし、応募者が多数となった場合には、書類審査による1次選考を行った上で、プレゼンテーションによる事業選定を行います。
※プレゼンテーション審査会は「11月4日(木)午後」を予定しています。
- (4) 本事業の業務委託契約は、事務局を受託している株式会社開発計画研究所との締結になります。
- (5) 採択されたモデル事業は、提案者名と事業内容等について、市のホームページ等で公表します。
- (6) 採択後に、モデル事業としてふさわしくない事由が判明した場合、そのモデル事業の採択を取り消すことがあります。
- (7) 同一または類似の事業で本市または他の公共機関から委託や補助を受けていることが判明した場合、採択対象外となります。また、契約締結後にその事実が判明した場合は、そのモデル事業の委託契約を解除することがあります。
- (8) 事業実施後、本市事業の一環として実施する調査の取材への協力、セミナー等の講師等を要請する場合があります。
- (9) モデル事業費の支払については、事業完了後の確定検査の終了後、精算払になります。

8. 応募書類の提出先およびお問合せ先

宛先

封筒の表書きに「**企画書在中**」と表記をお願いします。
 〒113-0033 東京都文京区本郷3-20-6 本郷平野ビル2F
 株式会社 開発計画研究所 企画部内
 「川崎市中小企業間連携新規事業化モデル創出事業」事務局

応募書類に関するお問合せ先

TEL : 03-6809-8450 E-mail : jimukyoku@kawasaki-seisansei.com

9. 事業に関するお問合せ先

川崎市経済労働局労働雇用部 TEL : 044-200-1732 E-mail : 28roudou@city.kawasaki.jp

【個人情報の取扱いについて】

応募の際に提出いただく個人情報は、本事業以外の目的で使用することはありません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合には、必ず事前に皆様にお知らせします。また、利用目的に照らして不要となった個人情報は、速やかにかつ適正に削除・廃棄します。
 なお、提案書をご提出いただいた段階において、当該目的で川崎市が個人情報をを使用することを了承いただけたものと判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。

別表1 モデル事業実施先の対象範囲

次の表で定める市内中小事業者等で、(1)~(4)の要件を全て満たすものとします。

【中小事業者等の範囲】

	業種・組織形態	中小事業者等(下記のいずれかを満たすこと)	
		資本の額又は出資の総額	従業員(常勤)
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象(個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
組合関連	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
その他の法人	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		
	医療法人、社会福祉法人 特定非営利活動法人		100人以下 ※

※ 従業員規模が法人の主たる業種に記載の数値以下のもの

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等であること。ただし、1年未満であっても以下の①~⑤の施設に入居している中小事業者等は対象となります。

① かながわサイエンスパーク ② かわさき新産業創造センター ③ KSP-THINK ④ 明治大学地域産学連携研究センター ⑤ KSP Biotech Lab

(2) 市民税を滞納していない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業(中小企業以外の者であって事業を営む者。ただし、中小企業投資育成株式会社、特定ベンチャーキャピタル、投資事業有限責任組合は大企業には含まれない。)が単独で所有している者、又は出資している者
 ② 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

(4) 代表者又は役員のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。

別表2 審査項目について

前記の応募資格、対象となる事業の内容、実施期間を満たしている提案について、下記の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

審査項目	審査事項
事業適正性	<ul style="list-style-type: none"> ●事業目的に合致している事業であるか ●企業間が連携し、共通の課題解決を目的とする事業となっているか ●1企業だけのメリットとなる事業となっていないか
普及性・波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な事業実施後の効果予測が示されているか ●実施事業が他の事業者への波及効果が高く、普及しやすいものであるか ●実施後に他の事業者が参加できる柔軟性があるか
先進性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ●独自のアイデアを活かした事業であるか ●類似の事例がすでに実施、普及されていないか ●業種の垣根を超えた連携となっているか
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施先との調整が十分なされているか ●実現可能なスケジュール、十分な企業間の連携体制が構築されているか ●企業間の役割分担が明確となっているか
費用適切性・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ●事業費が妥当な費用計上となっているか ●企業間での費用管理体制、マネジメントが構築されているか